

# 政治的中立の保持について

20240930 中庁第 16 号

2024年9月30日

経営支援課

小規模企業振興課

商業課

## 1. 案件概要

商工会、協同組合等及び商店街振興組合については、それぞれの組織法において「特定の政党のために利用してはならない」旨規定されている。

本件は、本年 10 月に衆議院議員総選挙が予定されていることから、これらの団体が政治的中立を失うことがないように、各団体宛て法の遵守を要望し、所属団体への指導を要請するもの。

## 2. 過去の対応

「政治的中立の保持」は、昭和 38 年 2 月 18 日付け 38 企庁第 144 号により事務次官名で通達を發出しており、その後同通達を受けて、昭和 46 年 3 月（統一地方選挙及び参議院議員通常選挙）、昭和 49 年 6 月（参議院議員通常選挙）、昭和 50 年 2 月（統一地方選挙）、昭和 51 年 11 月（衆議院議員通常選挙）、昭和 52 年 6 月（参議院議員通常選挙）、昭和 54 年 3 月（統一地方選挙）、昭和 54 年 10 月（衆議院議員総選挙）、昭和 55 年 6 月（衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙）、昭和 58 年 12 月（衆議院議員総選挙）、昭和 61 年 5 月（参議院議員通常選挙）、昭和 62 年 4 月（統一地方選挙）、平成元年 7 月（参議院議員通常選挙）、平成 2 年 2 月（衆議院議員総選挙）、平成 3 年 3 月（統一地方選挙）、平成 4 年 6 月（参議院議員通常選挙）、平成 5 年 7 月（衆議院議員総選挙）、平成 7 年 3 月（衆議院議員総選挙）、平成 7 年 7 月（参議院議員通常選挙）、平成 8 年 10 月（衆議院議員総選挙）、平成 10 年 6 月（参議院議員通常選挙）、平成 11 年 3 月（統一地方選挙）、平成 12 年 6 月（衆議院議員総選挙）、平成 15 年 3 月（統一地方選挙）、平成 15 年 10 月（衆議院議員総選挙）、平成 16 年 7 月（参議院議員通常選挙）、平成 17 年 9 月（衆議院議員総選挙）、平成 19 年 7 月（参議院議員通常選挙）、平成 21 年 8 月（衆議院議員総選挙）、平成 22 年 7 月（参議院議員通常選挙）、平成 24 年 12 月（衆議院議員通常選挙）、平成 25 年 7 月（参議院議員通常選挙）、平成 26 年 12 月（衆議院議員総選挙）、平成 27 年 4 月（統一地方選挙）、平成 28 年 6 月（参議院議員通常選挙）、平成 29 年 10 月（衆議院議員総選挙）、平成 31 年 4 月（統一地方選挙）、令和元年 7 月（参議院議員通常選挙）、令和 3 年 10 月（衆議院議員総選挙）、令和 4 年 7 月（参議院議員通常選挙）及び令和 5 年 4 月（統一地方選挙）の選挙に関して今回と同様の通達を發出している。

## 3. 参考（関連条文抜粋）

### 商工会法（抄）

（原則）

第六条 商工会は、営利を目的としてはならない。

2 商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行なつてはならない。

3 商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

### 中小企業等協同組合法（抄）

## (基準及び原則)

第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。
  - 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
  - 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
  - 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。
- 2 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。
- 3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

## 中小企業団体の組織に関する法律（抄）

第七条 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
  - 二 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）が任意に加入し、又は脱退することができること。
  - 三 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。
- 2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。
- 3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

## 商店街振興組合法（抄）

第四条 組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員の相互扶助を目的とすること。
  - 二 組合員又は会員が任意に加入し、又は脱退することができること。
  - 三 組合員又は会員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
  - 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。
- 2 組合は、その行なう事業によつてその組合員又は会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員又は会員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。
- 3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。